

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月2日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

市長が管理を行う期間を延長するため、本条例を制定するものであります。

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年9月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。